

## 新規就農支援に関する事業

### とりまとめ

---

#### 「新規就農支援に関する事業」

本事業は、参入のインセンティブになっているとは言い難く、

- ・効果測定基準を「自立経営を実現した新規就農者数」に見直す、
- ・対象者について新規参入者、農業法人の雇用補助に重点化、
- ・所得に応じた補助金額の変動化、
- ・事業の5年後の終了の明確化

などを行うべきではないか。

また、農業の競争力を高めるほうが先決であり、

- ・農地集約化の観点から増加目標を精査、
- ・法人参入が促進される環境の整備、
- ・販路確保などの地域サポートの充実

などを行うべきではないか。

本事業は、これが整うまでの5年程度の暫定措置とすべきではないか。

## 論点についての評価

---

### 「新規就農支援に関する事業」

#### 論点2 目的に照らして有効・効率的か

有効・効率的である 0名

有効・効率的でない 4名

改善点(複数選択可)

新規参入者に重点化して交付 1名

支給対象年齢の上限を引下げ 1名

平成23年度以前に就農した者への給付は停止 1名

その他 3名

● 農業をビジネスとして魅力的なビジネスにする環境整備をより重点的に行うべき。

その他 1名

● 農地の大規模化につなげるため優良農業者、農業法人の雇用補助に重点化

#### 論点3 農業の担い手確保という目的に照らし、どのような方策が有効か(農地集約

化施策との関係を含め)

改善策(複数選択可)

農地集約化の観点から増加目標を精査 3名

法人参入が促進される環境を整備 4名

その他 2名

● 就農環境の整備

①販路の確保②適正規模の農地の確保③初期投資資金の供給  
これらについての地域サポートがあることを要件とすべきでは？

● 目標を農地の広さや農家の事業規模の方に変える。

### 評価者コメント(評価シートに記載されたコメント)

---

## 行政改革推進会議「秋のレビュー」

### <新規就農・経営継承総合支援事業>

- 小規模経営の農家の新規参入者に支援しても、国が本来目指している力強い農業には役立たない。人・農地プランのバックアップがあるとしても小規模でのスタートでは就農5年目でも農業所得で生計が成り立たない人が多い。よって、スタート時から規模的にビジネスが成立する農地を与えた上で支援すべきである。そのため、農地の貸借、初期投資、販路などは環境整備した上で本気度の高い新規就農者に絞って手厚く支援する制度としてフォローアップを強化すべきである。今のままでは事業の継続は難しい。
- 経営支援にはなっているが、参入のインセンティブになっているとは言い難い(それが検証できない)。
- また経営支援には無利子の貸付などの制度が存在している。
- 他の産業の起業にはこうした支援がないのに農業に対して行われている合理性があるとは思われない。
- 新規就農者数の増加という意味では有効性は疑問。効果測定基準は「”自立経営”を実現した新規就農者数(定着率)」に変えるべき。また、貸付期間を3年に短縮すべきでは。「既存の事業継承と経営力強化」を目的としては？
- 離農者事業者の第三者承継を促進し、販路・適正規模を保証すべし、少なくとも、新規参入者に数百万円渡すという方法が手段として有効とは思われない。
- 一人に150万円×5年もの多額の現金を給付しているのに、成果は5000人超に配って数百人と極めて限定的。
- 農業就業者の拡大には、農地の集約や自由化がむしろ重要であり、本事業での実現は不可能。
- 新たな農業者の中核となるような、特に参入を促したい層に厳しく限定して事業実施すべき(具体的には①年齢39歳以下、②新規参入、③毎年の収入増を確認、④事業計画を審査し成長性ありと見込まれる)。
- 今のままでは継続不可。
- 手段として有効ではないのではないか？
- 農業の競争力を高めるほうが先決。
- 農地の大規模化はビジネスとしてPDCAサイクルを回すために第一義に重要で、加えて栽培作物もキーであることは疑う余地がない。
- 第三者の農業承継
- 農地集約のための規制等